

令和 8 年度第 2 回

登 別 市 教 育 委 員 会 会 議 録

日 時 令和 8 年 5 月 2 8 日（木）午後 4 時 3 0 分

場 所 登別市民会館 小会議室

第2回 教育委員会議事日程

1 日 時 令和8年5月28日（木）午後4時30分

2 場 所 登別市民会館 小会議室

3 議 案

報告第1号 登別市議会臨時会提出議案に関する意見に係る臨時代理について

報告第2号 教育委員会事務局職員の休職発令に係る臨時代理について

議案第1号 登別市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第2号 登別市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第3号 登別市社会教育委員の委嘱について

議案第4号 登別市立図書館協議会委員の任命について

4 情報提供

（1）スマートフォン等についてのアンケート調査分析について

（2）令和7年度登別市いじめ・不登校の状況について

（3）令和7年度巡回パトロール活動及び街頭指導等状況調書

（4）令和7年度不審者等出没状況調書

5 出席者

（教育委員会5名）

教育長 安宅 錦也

委 員 赤井 秀輝

委 員 堅田 裕

委 員 上村 正人

委 員 木村 雅美

（事務局12名）

教育部長

土門 和宏

教育部参与

林 毅年

教育部次長

西川原 邦彦

総務グループ総括主幹

更科 互輝

建築主幹

南雲 宏明

学校教育グループ総括主幹

佐藤 拓也

学務主幹

永井 久

学校給食センター長	木田 元樹		
社会教育グループ総括主幹	大越 智輝	文化・文化財主幹	菅野 修広
図書館長	服部 博之		
事務局（総務グループ）	原田 和穂		

安宅教育長：ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、令和8年度第2回教育委員会を開会します。本日の議事については、報告2件、議案4件、情報提供4件となっております。

最初に、報告第1号、「登別市議会臨時会提出議案に関する意見に係る臨時代理について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

更科総務グループ総括主幹：報告第1号「登別市議会定例会提出議案に関する意見に係る臨時代理について」報告いたします。議案書の1ページからとなります。

6月開催、令和8年第2回登別市議会定例会提出議案、令和8年度登別市一般会計補正予算（第2号）に関する意見について、議案書2ページのとおり臨時代理を行いましたので報告を行い、承認を求めるものであります。

3ページからが補正予算書となっており、具体的な内容であります。図書館の登別中央ショッピングセンターアーニスへの移転に向け、基本計画の策定及び基本設計を行う「図書館移転事業費」について、必要となる経費を補正するものであります。

以上、当該補正予算に関する意見について、臨時代理を行いましたので、承認をお願いいたします。

安宅教育長：ただ今、報告第1号について、説明がありました。ご質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件については、終了します。

次に、報告第2号「教育委員会事務局職員の休職発令に係る臨時代理について」を議題とします。

報告第2号については、報告内容に個人情報が含まれますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書き」により非公開とすることを発議しますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

安宅教育長：異議無いものと認めます。報告第2号については非公開とすることに決定されました。関係者以外、傍聴者も含めて退室と会場の閉鎖をお願いします。

〔関係者以外退室、会場閉鎖〕

〔会場開鎖〕

安宅教育長：次に、議案第1号「登別市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

木田学校給食センター長：議案第1号は、「登別市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」であります。議案書16ページをご覧ください。

登別市学校給食センター運営委員会は、登別市学校給食センター条例第5条第2項の規定により設置しており、各団体から推薦を受けた10名の委員で構成されております。

この度、構成団体である登別市校長会及び登別消費者協会において、役員等に変更があり、後任の委員の推薦がありました。

登別市校長会は櫻井 貴志 氏の後任として平石 崇広 氏、登別消費者協会は、丸博子 氏の後任として打矢 美和 氏の推薦がありましたので、この2名を後任の委員として委嘱したく、教育委員会の議決を求めるものです。

なお、委嘱期間は前任者の残任期間である令和8年11月30日までとなっております。

また、17ページには新旧対照表と関係法令を掲載しております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

安宅教育長：ただ今、議案第1号について説明がありました。ご質疑等はありませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

安宅教育長：異議ないものと認めます。したがって、議案第1号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第2号「登別市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

大越社会教育グループ総括主幹：議案第２号「登別市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明いたします。資料１８・１９ページをご覧ください。

登別市スポーツ推進委員につきまして、令和８年５月３１日をもって委員１５名のうち７名が任期満了となることから、スポーツ基本法及び登別市スポーツ推進委員会設置条例の規定により７名の委員の委嘱を行うため、教育委員会の議決を求めるものであります。

なお、７名のうち６名が再任、１名が新任となっており、新任となる「大熊 恒雄」氏は公募の方となります。

任期は、令和８年６月１日から令和１０年５月３１日までの２年間であります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

安宅教育長：ただ今、議案第２号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

安宅教育長：異議ないものと認めます。したがって、議案第２号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第３号「登別市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

大越社会教育グループ総括主幹：議案第３号「登別市社会教育委員の委嘱について」ご説明いたします。資料２０ページをご覧ください。

登別市社会教育委員につきまして、令和８年５月３１日をもって任期満了となることから、社会教育法及び登別市社会教育委員に関する条例に基づき、１１名の委員の委嘱を行うため、教育委員会の議決を求めるものであります。

なお、１１名の委員のうち、８名が再任、３名が新任となります。

また、委員は関係団体からの推薦によるもののほか、市内でさまざまな活動を行っている団体から候補となる方の情報をいただくなどしながら、ご本人の意向を確認のうえ選出しております。

任期は、令和８年６月１日から令和１０年５月３１日までの２年間であります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

安宅教育長：ただ今、議案第３号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

安宅教育長：異議ないものと認めます。したがって、議案第３号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第４号「登別市立図書館協議会委員の任命について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

服部図書館長：議案第４号は「登別市立図書館協議会委員の任命について」であります。

議案書２１ページに不備がございましたため、別途、差替えページをご用意しております。こちらをご覧ください。お詫びして訂正いたします。

登別市立図書館協議会委員について、令和８年５月３１日をもって任期満了となることから、図書館法（昭和２５年法律第１１８号）第１５条及び登別市立図書館条例（昭和４７年条例第４号）第７条から第９条までの規定により、新任として登別市校長会事務局長 櫻井 貴志 氏、元登別市立図書館長 綿貫 亨 氏の２名、再任として、大川 和徳 氏、原 美紀 氏、及川 奈緒 氏の３名、以上５名を登別市立図書館協議会委員に任命したく、教育委員会の議決を求めるものです。

なお、任期は令和８年６月１日から令和１０年５月３１日までとなっております。以上、ご審議のほどよろしくをお願いします。

安宅教育長：ただ今、議案第４号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

安宅教育長：異議ないものと認めます。したがって、議案第４号については、原案のとおり決しました。

以上で本日の議事は全て終了しました。次に、事務局から情報提供をお願いします。情報提供につきましては、（１）から（４）まで４件ございますので、一つずつ順番にお願いしたいと思います。

（１）スマートフォン等についてのアンケート調査分析について、林参与の方から説明をお願いします。

林参与：本年４月２０日から、４月３０日にかけて、小学校４年生以上の市内小中学校の児童生徒を対象に実施しました、スマートフォン等についての分析について情報提供いたします。回答総数は小学生が８６０名、中学生が７５７名、計１６１７名です。

情報提供等資料の１ページをご覧ください。「自分専用のインターネット機器」を持っている児童生徒の割合は、同一学年での比較、同一集団の推移ともに、増加傾向にあります。小学生のおよそ８５％以上、中学生では９５％以上の児童生徒が、なんらかの自分専用のインターネット接続機器を持っている状況です。

１ページ下段から２ページにかけては、そのインターネット専用機器のうち「スマートフォンの所持率」また、「ソーシャルネットワーキングサービス」いわゆるSNSの利用状況を示したグラフとなります。

スマートフォンの所持率は小学校５・６年生で５割、中学校２年生以降は９割を超えており、集団の推移をみると、中学校１年生で所持率が急激に上昇しております。ただし、本年度は、小学校６年生で、およそ７０％の所持率となっていることから、スマートフォン所持率の低年齢化が、加速している現状といえます。

また、SNSを利用してコミュニケーションをとったり、情報を閲覧したりする小中学生が年々増えています。SNSを利用していないのは、小学生２８％、中学生９％と、ごく僅かです。このSNSには、LINEだけでなく、YouTube、TIKTOK、Instagramも含まれており、正しい利用方法や危険性、また年齢制限について、学校・家庭で早い段階で指導し、指導を継続していく必要性を強く感じます。

３ページ「スマートフォン等の使用状況（学習以外）」をご覧ください。４ページ上段までに、平日と休日それぞれの使用時間が２時間を超える児童生徒の割合を示しております。グラフを見ますと、平日の使用時間は、２時間以上が小６で５割を超え、中３では７割に迫る勢いです。休日の使用時間は、２時間以上が小６で６割、中３で８割を超えるなど、どの学年でも、２時間以上使用している割合が、平日と比べて１０％から２０％も増加しています。

4 ページ「使用時刻について」をご覧ください。4 ページから 6 ページ上段までは、平日・休日に、遅い時間で何時まで使用しているか、についてグラフで表しております。

こちらを見ますと、小・中学生ともに、学年が上がるにつれて、遅い時間まで使用する傾向にあることがわかります。また、先ほどの使用時間のグラフでもわかるとおり、使用時間が長ければ、休日は、より遅い時間まで使用している、また、中学生になると、それに拍車がかかるという状況がわかります。

学年別に見ますと、小学校 4 年生、5 年生は、午後 10 時以降の使用割合が減少しており、中学校 1 年生から 3 年生までは、0 時以降の使用割合が減少していることから、学校の指導・啓発や家庭の指導の一定の効果が表れているといえます。しかしながら、小学校 5 年生は午後 8 時までの使用割合も減少しており、中学生も、午後 10 時までの使用割合が減少していることに加え、小学校 5 年生・6 年生は、午後 9 時、10 時までの使用状況、中学校 3 年生までは、午後 10 時以降から 0 時までの使用状況がむしろ増えているため、決して望ましい状態になってきているとは言えません。

先ほど申し上げたとおり、中学校に進学すると使用時刻が急激に遅くなる傾向がありますので、特に中学校入学時には、あらためて適切な使用の仕方についての指導や生活リズムを整えることの大切さ、健康や学業に及ぼす影響などについて、指導を徹底する必要があります。

また、小・中ともに、引き続き、就寝時刻や生活リズムについて振り返らせるとともに、遅い時間帯における SNS でのやりとりや音楽鑑賞、動画視聴、布団に入ってからスマホ使用などを控えるよう、学校・家庭で粘り強く指導を継続していく必要があります。

6 ページ下段「家庭のルール」をご覧ください。中学校 3 年生は、約 35% の家庭で、ルールがないと答えています。これまでの指導の効果により、何らかのルールを設定する家庭は増えてきているようですが、同一集団の推移では、中学校 2 年生から 3 年生にかけて、家庭でのルールがないと回答する生徒の割合が増えていることから、設定されたルールが緩くなったり、形骸化している状況が見受けられます。引き続き、ルールの設定、また、ルールの中身についての啓発や、学校における情報モラル教育については、必要な状況です。

7 ページ目中段からは、家庭でのフィルタリング設定についてです。設定の有無が「わからない」と答える割合が小・中学生で多い現状は変わりません。

中学校 3 年生で 5 割程度の生徒は、自分の端末にフィルタリングが入っていることを理解しておりますので、使用しているうちに、自分の端末にフィルターがかかっているかを理解するが、スマホ契約時には、自身の端末にフィルタリングが入っているかどうかを、保護者から伝えられていない。という可能性もございます。

平成30年2月の法改正で、18歳未満がスマホ等を契約する場合、フィルタリングの設定が義務化されました。小学生ではおよそ1割、中学3年生では2割、「フィルタリングがかかっていない」と認識している状況がありますので、SNS等を利用した犯罪から子どもたちを守るために、フィルタリングを設定すべきであることの指導、保護者への啓発を引き続き行う必要があります。

8ページ「及ぼす影響について（トラブル）」をご覧ください。学年により、ややばらつきがありますが、ネットを介したトラブルは、中3のみ減少傾向にあり、小学生から中2にかけては、増加傾向にあります。また、直接会ったことのない人とのオンラインゲームや、連絡の取り合い、またSNSで知り合った人と会う行為は、減少しておりません。

これは、使っているうちにだんだんと危機感や抵抗感が薄れているという見方もできますし、オンラインゲームが、児童生徒の中で身近なものになってきたという見方もできます。また、フィルタリングとの関連もございます。

いずれにせよ、SNSでの文字だけでのやりとりが生むトラブルをはじめとし、些細なトラブルが、大きな問題、事故につながらないような、情報モラル教育、指導の継続が必要です。

最後に9ページ「及ぼす影響について（勉強・生活）」をご覧ください。学年が上がるにつれて、勉強が「おろそかになる」、生活リズムが「崩れている」と感じる小中学生が増える傾向にあります。勉強に関して、中学校1年生の段階で7割以上が、勉強がおろそかになっていると感じており、さらに、「いつも感じる」と回答している割合は、中学校2年生、3年生が1割を超えている状態です。生活リズムについては、どの学年も1割を超えていることから、使用に関する自制が効かない心身の状況になる前の、家庭でのルール設定や、コントロールがとりわけ重要であると言えます。

家庭でのルールがない、フィルタリングがかかってない、結果として、遅い時間まで使用できてしまう。誘惑に負けて、長時間、遅くまで使用してしまう。結果として勉強時間を少なくし、生活のリズムも崩してしまう。場合によっては健康を害してしまう。これらは、なにかが一つだけではなく、連動していると考えられます。

一方、スマートフォン等の使用時間や使用方法など自制できているかを最後に調査したところ、「自制できている」と回答した小中学生は7割程度いることもわかりました。ただし、中学校2年生、3年生は、自制できているという回答が減少傾向にあり、受験期を前に、誘惑に負けそうな状況と、大事な進路選択との間で葛藤がある状況も見取れます。

今後も、それぞれの学校において、室蘭警察署や各携帯電話会社、NPO法人の講師を招くなどして、情報モラル教育に関する授業や講演などを行っていくことや、学級指導や個別指導を継続し、スマートフォン等の使い方について、子どもたちが自

ら考える機会を多く設けることで、自律的な規範意識を高める必要があると考えます。また、そういった学校での指導以上に、家庭への啓発が重要であることから、各学校と連携しながら進めていく必要があります。

現在子どもたちが育っている環境は、常に身近にスマートフォン等があり、インターネットを使った SNS の利用、動画視聴、友人とのコミュニケーション、ゲームや情報検索などが保護者を通さず、自由にできる環境です。世界的には、インターネットの利用等について、年齢制限をかける動きがある国もございますが、情報化社会、デジタル化は加速度的に進んでいくものと思われます。

子どもたちを危険から守るため、また、子どもたちが、自ら危険をさけ安全に行動できるようにするために、子どもたちにスマホ等端末のメリット・デメリットを十分に理解させ、学校と家庭の連携のもと、情報モラルやメディア・リテラシー教育として、発達段階に応じて、自ら考え、問題を解決していく力、判断力、危険回避の力を育てていく必要があると考えます。

以上で、情報提供を終わります。

安宅教育長：今スマートフォンのアンケート調査について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。

上村委員：私も子どもを育てる親として、スマホの使い方とか、あまり教育出来てないですが、親自身が寝ながら枕元で TikTok 見たりしている状況なのに、子どもにだけ制限をかけるということが中々出来なくて、なので子どもにも言えない。お父さんは良いのかとなってしまいう教育に対する難しさと、今では、AI が発達して先程申しましたけれど、相談相手として、今回ジャイアンツの監督が、娘が家庭内暴力のことを AI に相談したら、児童相談所に連絡しなさいということで逮捕まで至りましたが、相談相手が親とか学校の先生ではなくて、AI になってしまって、人間の脳ってどうしても、人から聞くアドバイスよりも、コンピューターからもらうアドバイスの方を信じてしまいがちな脳になっているという話を聞いてですね、ここを上手に判断しないと、AI に脳が支配されてしまって、間違った方向に誘導されて、それが世界的にいくと、アメリカが作っている AI なので、アメリカに日本人の脳が支配されて、それが変な犯罪だとかっていう方向に及ぶのではないかという不安な話もあるので、AI の情報だけが全てではないということを、教育する難しさっていう、先生が言ってることが合っているんだよ、という難しさとかを、教育として、それこそ根気強くやっていかなければいけないのかと思うので、親の自制心と、AI との上手な生き方とかっていうのも、根気強くやっていかなければいけないと思います。

林参与：委員のおしゃるとおりです。やはり買い与えるのは保護者ですので、学校で当たり前のように、情報モラル教育や使い方は、そこそこの時間をかけてどの学校もやっただけにしているんですけれども、私も一人の親として、子どもの前では見せられない使い方をしていて、お父さん何やっているのと言われることも、もちろんありますし、やはり家庭でどのように子どもたちが適切な使い方を出来るようになるかは、やはり親御さんの日常的生活やコミュニケーションの仕方も十分関わってくるものと思います。先程 AI の危険性、便利さと同時に危険性の話もございましたが、学校では、情報モラルの教育をする時に、聞いたことがあるかも知れませんが、エコチェンバーとか、フィルターバブルの話をよくします。YouTube とかを見ていますと、だんだんポチポチとクリックしていくと、自分の好きなような情報ばかりが重点的に流れてくる。AI を沢山使っていると、質問の傾向に応じて本人が好むような回答を多く出すような傾向があるんです。なので、情報にはやはり本人が好むような情報を選択して出すっていう機能が今はありますので、その反対の意見も聞きながら自分の本当に正しい物はなんなのかっていうのを適切に判断する力を付けていくことが大事だということで、特に中学校では、そういう教育を重点的にやっているという話も聞いております。

安宅教育長：貴重なご意見ありがとうございました。他にご意見等ございますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：次に、「令和 7 年度登別市いじめ・不登校の状況について」永井学務主幹をお願いします。

永井学務主幹：令和 7 年度登別市いじめ不登校の状況について情報提供いたします。情報提供資料の 11 ページをご覧ください。

はじめに、表 1 「いじめ認知件数」をご覧ください。令和 7 年度のいじめ認知件数は、小学校 924 件、中学校 87 件、合計 1,011 件でした。この中で、重大事案はありませんでした。

続きまして、表 2 「不登校出現数」をご覧ください。令和 7 年度の不登校出現数ですが、小学生が 25 名、中学生は 34 名、合計 59 名でした。このうち、4 名が不登校を解消し登校できるようになりました。

続きまして、表 3 「不登校出現率」をご覧ください。令和 7 年度の不登校児童生徒の出現率は小学生が 1.49%、中学生が 3.98%でした。令和 7 年度の北海道及び全国における不登校出現率はまだ公表されていませんので空欄としております。

続きまして、表４の不登校児童生徒や学校に馴染めない児童生徒が通っている「教育支援センター『鬼っ子広場』と健千窯の利用状況」をご覧ください。令和７年度は、小学生の鬼っ子広場の利用者がいませんでしたが、健千窯の利用者は４名でした。中学生の鬼っ子広場の利用者は３名、健千窯の利用者は６名、合計１０名でした。

続きまして、表５「教育相談件数」をご覧ください。令和７年度の教育相談ですが、「いじめ・いやがらせ」に関する相談が１件、「学校・教師への不満」に関する相談が２件、「不登校」に関する相談が４件、「その他」の相談が１件、合計８件でした。

以上です。

安宅教育長：本件についてご質疑等ございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：３番目の不登校出現率をみると本市の場合は、全道全国に比べると少ないのですが、やはり数はゼロではないので、これからもこの部分を減らせるように、また対応出来るような形の支援が必要ということで、様々な居場所という部分で色々取り組んでいただいているところも含めて、進めていく必要があると思っていますところであります。

次に、「令和７年度巡回パトロール活動及び街頭指導等状況調書について」お願いします。

大越社会教育グループ総括主幹：「情報提供（３）令和７年度巡回パトロール活動及び街頭指導等状況調書について」説明させていただきます。別冊資料は１２ページから２２ページであります。

青少年センターにおける令和７年度の市内巡回パトロール実施状況についてですが、青少年センターの青少年支援員と、市が市民、教職員に委嘱している青少年指導委員による通常巡回のほか、祭典時の特別巡回を実施しており、令和７年度は延べ６８０回、延べ８５５人で実施いたしました。

街頭指導の件数は計３５件あり、その主な内容につきましては、道路上でのボール遊び（１６件）や自転車の二人乗り（４件）、車道への急な飛び出し（３件）、スケートボード（３件）やキックスケーター（３件）に対する指導などとなっております。

資料２０ページからは万引き調査報告となります。市内の店舗及び大型店舗等の調査協力により報告された件数を資料に掲載しておりますが、小学生１人、高校生

3人、一般20人の計24人となっており、一般は令和6年度と比べ9人の増となっております。

説明は以上でございます。

安宅教育長：本件についてご質疑等ございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：次に、「令和7年度不審者等出没状況調書について」をお願いします。

大越社会教育グループ総括主幹：「情報提供（4）令和7年度不審者等出没状況について」説明させていただきます。別冊資料の23ページからをご覧ください。

令和7年度、登別市青少年センターへ通報を受けて公表に至った不審者出没情報は5件で、令和6年度から15件の減となっております。

出没情報が寄せられた地域は、常盤町・桜木町・富岸町・美園町・若草町が各1件となっております。

出没情報の時間帯は16時台から18時台にかけてが3件と最も多く、内容は付きまといが4件、盗撮1件となっております。

そのほかにつきましては、資料でご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

安宅教育長：今説明ありましたけれども、だいぶ少なくなっているように感じるんですが、その辺については比較するとどうなのでしょう。

大越社会教育グループ総括主幹：令和6年度の場合は、20件実際に公表にいたった事案がございました。令和7年度につきましては、15件の大幅な減少といったところがございますが、実際に各学校などから青少年センターへ実際にこのような不審者の出没情報があったという情報をいただく中で、6年度も7年度も内容を精査しながら公表の情報境でありますとか、警察の方からも情報の提供もございますので、そういったものも勘案しながら、公表しているところでございます。減少に至った要因というのは、分析は出来てはおりませんが、青少年センターとしても情報の方を精査し、適切に、市の公式LINEなども活用しながら、外部への周知というのも今後行っていきたいと思います。

安宅教育長：ありがとうございます。皆さんからご質疑等ございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：最後に、6月の定例教育委員会の開催日について予定したいと思いますが、次回の開催日について、事務局の方で考えがあればお願いします。

更科総務グループ総括主幹：定例の教育委員会につきましては、毎月最終木曜日に開催しているところでありますので、6月25日木曜日16時30分からと考えております。

安宅教育長：それでは、事務局より提案のありました6月25日木曜日16時30分で皆様のご都合は如何でしょうか。

（「大丈夫です」の声あり）

安宅教育長：では、決定とさせていただきます。詳細につきましては、後日事務局よりお知らせ願います。

以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。